

# 産 廃 コ ン サ ル 草 の 根 通 信

北村行政書士・  
産廃コンサル総合事務所

発行年月：2012.12.20

発行号数： № 3

お世話になっております。

今年もいよいよ最後の週になりました。

「産廃コンサル 草の根通信」の第3号を  
発刊いたしました。

「通信」と銘打っている関係上、毎月の定期発  
刊に努める決意しておりますが、今回は少し遅  
れてしまいました。ご容赦ください。

下記の質問と回答は、実際に皆様から寄せ  
られた質問に対し、個別に回答した内容です。

これらの全ての回答が法的に問題の無い  
完全な解釈、説明と申し上げるほどの傲慢さ  
は持ち合わせておりません。

読まれた方が疑問を持たれたり、ご意見が  
あれば、ぜひ私宛にお報せいただくようお願い  
申し上げます。切磋琢磨が好きです。

## 【1 ページ】

①ビル・施設の総合管理会社が排出事業者に  
該当する場合がありますとの判断です。

排出事業者について、無条件で当該建物の  
所有者が該当する訳ではありません

旧の通知でも、所有者並びに管理者、占有  
者が排出事業者としております。ご意見を！

## 【2 ページ】

②間違っって別の処理施設に搬入した場合の  
対処方法です。間違いは世の常ですが。

このケースでは、実態としてマニフェスト伝  
票の再発行と差し替え対応が多いと推察しま  
す。極力避けてほしいものです。原則的な対  
処方法への理解と認識が必要です。

## 【3 ページ】

③処理困難通知を受けた場合の処理先変更  
の対処方法です。

短期の場合は、やむを得ない事情であり、「再  
委託基準」に従った一時的な処分先の再委託  
長期にわたることが推察されれば、新処理先  
を探して委託契約を締結する事。

なお、処理困難の事態を想定して複数の処  
分先を確保し、契約締結する体制が不可欠と  
なります。

なじみのない質問内容です。特殊の処理施  
設から発生する物に関する適正処理の考え  
方です。

## 【4～7 ページ】

④ 家電製品の修理部門からの質問です。修  
理に伴って発生する小型家電製品及び交換  
部品の処理責任です。商習慣としての下取り  
回収の特例の適用もあります。古物商の認  
可を勧めましたが企業イメージの面から採用  
されませんでした。パスだそうです。

## 【8～9 ページ】

⑤ 残業時間の端数処理、

## 【10～11 ページ】

⑥ 残業管理と健康問題

上記の⑤と⑥は、社員を雇用していれば避  
けられない問題です。法廷裁判にもなってお  
りますので、慎重に対応されることをお願い  
いたします。明日は我が身とならないように。

## 【12～13 ページ】

⑦ 特定一般廃棄物の法令が改正されまし  
た。無関心ではおられません。ぜひご参加を。  
今後は何らかの関連、影響が出てきます。

## ビル又は施設の管理会社が排出事業者になる場合の条件は？

### 質問

廃棄物処理法では、廃棄物の処理責任は排出事業者にあるとしている。排出事業者とは単一の存在ではなく、その位置している状況によって、所有者、又は管理者、又は占有者等が該当するとされている。では、オフィスビル、その他施設においては誰が排出事業者になるのか。

### 回答

廃棄物業界をはじめ廃棄物処理の関係者の間では、排出事業者の定義が法的にあいまいのため、永遠の議論のテーマとなり、かつ廃棄物処理法の抜け穴の一つと考えられている。

### ・原則的排出事業者及び容認の範囲、並びに ・原則以外の例外的な排出事業者、

#### (1) 原則的な排出事業者と容認の範囲

- ① 根源的な意味では、その物の所有者が本来の排出事業者になる。
- その物がその所有者の意思により不用物とされて、廃棄物として確定するためである。
- ② 置かれている環境により、所有者(法人等)の意思が明確に表示されない場合は、その施設の管理者(法人等を含む)が排出事業者になる場合がある。
- ③ 住宅、事務所などの建物のテナントが、占有者として排出事業者になる場合がある。

#### (2) 例外的な排出事業者

- ① 建設廃棄物では、長年元請が排出事業者とされて来た。平成23年度までは法律、政令、省令上の明確な規定はされずに、「適正処理のガイドライン」の運用で実施されてきた。平成23年度の法改正で初めて法制度の中に組み込まれた。罰則適用が可能となった。
- ② 平成23年度の法改正では、建設廃棄物において元請業者ではない下請け業者が排出事業者と例外的にみなされ、処理責任を負うことも含めて規定された。
- ③ 建設廃棄物では、元請責任は原則ではあるが、当該元請に業務を発注した発注者が処理責任を負う場合がある。ただし、発注者が処理責任を負うことを承認した場合に限る。

#### (3) 建物又は施設の管理者が排出事業者になる条件

廃棄物処理法では、廃棄物の根源的責任者である排出事業者が廃棄物(マイナス価値)の処理責任を負わせている。しかしながら、排出事業者の意味が変化してきている実態がある。

大規模施設では、当該施設の所有者は登記簿上は存在するものの、実際の運営には参加、関与することなく、専門の管理会社に施設全体の総合管理を業務委託するのがほとんどである。

この場合、廃棄物の適正処理の面から所有者か、管理会社かどちらが生活環境上の重大な支障防止の管理が出来るのか。主に利益の拡大に関心のある名前だけの所有者よりも、当該施設を総合管理している管理会社を排出責任者とする方が社会的にも正当であるはずだ。

排出事業者となる処理責任の対象が「所有者」から流動化が始まっている。元請責任しかり。下請業者容認しかり、発注者責任しかり。所有者だけが唯一の排出処理責任者とはならない。

廃棄物処理法の基本は、「生活環境上の重大な支障の発生を防止すること」にある。以上

## 間違った処分先に搬入した場合のマニフェスト伝票等の対処方法

### 質 問

マニフェスト伝票に記載されている処分先④とは異なった処分先⑤に搬入したケースがあった場合、その対処方法と今後の改善対策について。

### 回 答

収集運搬業者として、多数の排出事業者から委託された産廃を、それぞれの委託契約に記載され、マニフェスト伝票で指示された個別の処分先に搬入する責任が有る。

収集運搬に従事するドライバーの経験年数、判断能力の差、体力、気力の調子等の影響を受けて、勘違いなどにより必ずしも本来の原則通りの作業が行われない事態が時には発生する。

### 具体的な対処方法

- (1) 処分先⑤において、受付などにて処理される前の段階で気が付いて、積載の全量を積み込み回収し、本来の半有先④に持ち込むことが出来れば問題なし。
- (2) 処分先⑤において、産廃を荷卸し後に気が付いた。又は、自社に戻ってからマニフェスト伝票の記載内容と処分先が異なる事に気が付いた場合。
  - ① マニフェスト伝票の再発行と差し替えは絶対に避ける事。マニフェスト伝票の虚偽記載に該当する。
  - ② 処分先⑤において、処理処分されたことが明確であれば、その旨の証明書の発行を依頼してみる。その証明書により当該産廃の処理状況が確認できる。(例外的な扱いとする)  
【証明書の記載内容】
    - ・処理日時、 ・処理施設の名称、 ・同所在地、 ・処理施設の責任者
    - ・産廃の種類、 処理量、 処分方法、 最終処分の場所(複数ならその旨)
    - ・処理してしまった理由、 ・排出事業者名、 ・収集運搬業者名
  - ③ マニフェスト伝票の処分先は、実際の処分先⑤の印が押印されていても修正しない。  
備考欄には、処分先変更の事情、経過の記載をする。  
マニフェスト伝票 B,C,D には、それぞれ上記の処理証明書のコピーを添付して保管する。
  - ④ これらの経過については、「措置状況報告書」に処理証明書、マニフェスト伝票の写しを添えて関係先(収集運搬、処分、排出者)を管轄する行政庁の産廃担当課に報告する。
  - ⑤ 収集運搬業者としては、社内のドライバーを対象に、注意喚起と法令順守のための講習会等を開催し、再発防止の取り組みを行う。

なお、処理先④と⑤が同一業者の別施設の場合でも、上記同様の対応が望ましい。 以 上

## 処理困難通知あり。処分先の変更に関する対応方法について

### 質 問

収集運搬業者として、処分先施設の処理能力の事情で処分先を変更せざるを得ない場合の法令上の対応方法は？ 電話にて処理困難の報告有り。再開の期日は未定とのこと。

### 回 答

処分先は、排出事業者との委託契約書に記載されており、収集運搬業者としては契約書記載の処分場に搬入する責任が有る。

処分施設側からは、排出事業者と収集運搬業者に処理困難通知が出される。

この場合に、本来なら排出事業者の責任において新たな処分先を探し出し、新処分先との委託契約の締結又は確認により、収集運搬業者に対し搬入先変更の指示を出すのが原則となる。

廃棄物処理の現状においては、本来の原則通りにはいかずに、収集運搬業者が処分先探し等の対応に追われるケースがほとんどではないでしょうか。

### 対応の方策

- ① 処分先の処理困難な状況を把握する。
  - ・一時的な故障なのか、長期にわたる改修工事が必要なのか。
  - ・行政庁からの指導又は行政処分によるものなのか。(行政庁への照会もあり)
  - ・処理困難通知を受けたら、既に処理を委託した廃棄物の処理状況を調査確認する。
  - ・排出事業者と協力して、マニフェスト伝票のD票、E票の戻りの有無を確認。
- ② 処理困難通知施設に代わるべき新処理施設の確認又は、新たな委託契約先の確保
  - ・現行の処理委託契約上も複数の処分先と契約があれば、即座に処理先変更をする。
  - ・処理先が事前に確保できていない場合には、新処理先の紹介と確保と契約締結
- ③ ただし、一時的な短期の場合には、「やむを得ない事情」であり、特例適用の再委託基準に則り、排出者による再委託の承認、処理困難施設と新処理施設間での再委託契約の締結。
- ④ 再委託の場合には、使用マニフェスト伝票に、再委託による収集運搬、又は処分である事が判別できるよう表示しておく事。

備考欄にその旨記載、又は再委託先は赤色スタンプで上書き捺印するとか。
- ⑤ 収集運搬業者としては、顧客の排出事業者の各種産廃の排出状況及びその処分先等の把握又は確認をしておくこと。複数の処分先を確保するようにアドバイスをすること。
- ⑥ 大切な事は、収集運搬業者としては、前もって処理能力のある優良な処分業者との日頃からの交流、協力体制の確保に心がける事。

以上

## 家電製品の修理に伴う廃棄物の処理責任は？

1/4

### お問い合わせ内容

(1)故障製品を預かり、修理費の見積をしたところ修理費用が高いため修理せず廃棄して欲しいと言われた場合でも原則としてお客様に返却しなくてはならないとされているようですが、処分費用をお客様に請求せず、当社負担で当社が契約している産廃業者に処理委託することも違法になるとの解釈でよろしいでしょうか？

製品の所有者であるお客様が、産廃の業許可を持っていない当社に処理委託をしたことになり、委託義務違反になると解釈しておりますが正しいのでしょうか？

(2)製品修理メンテナンス等に伴う不要物の引き取り

原則として交換部品の排出事業者は、製品の占有者であるお客様であるが、交換部品等の廃棄物を修理業者(当社)が排出事業者として廃棄委託処理をしてもよいとされていますが、修理の際に当社から補修部品を持ち込まず、お客様が所有している部品を使って修理をする場合(当社は役務だけの提供)でも、事前に協議(契約書に明記)しておけば、修理業者である当社が交換部品の廃棄処分をしても良いのでしょうか？

### 回答内容

1. 修理の交換部品の処理責任は、その部品の所有者のお客様とするのが原則的ではありませんが、実態上の問題から別の見解も通用しております。

すなわち、修理という事業活動により発生した物であり、当該事業を行っている御社に処理責任が有るという見解が有ります。

根拠は、下取り回収という概念です。新製品の販売に伴い、商習慣として同質の旧製品を回収する行為は、許可不要の行為として容認されております。

原則的ということは、例外的な扱いも想定されます。例外が全て法違反というほど厳格な廃棄物処理法でもありません。

廃棄物処理のあらゆる場面にて、例外容認の規定又は通知があります。

問題は、その例外を認めることが、世間一般に不公平、環境汚染、被害者を生み出すかどうかとも判断材料です。

今回の事例では、この「商習慣」という考え方で処理をされたらいかがでしょうか。①②③ともに問題の無い処理方法です。

①修理に伴い、必ず不要な部品が発生します。その部品に何らかの有価性がある物ならば、持ち主に引き渡すべきです。(受領書を取ることも含めて)

②まったくの使用価値の無い不用物であるならば、御社のサービスとして下取りし、御社の廃棄物として処分する。まとめて産廃業者に引き渡す。

③御社として引き取った時に、その物の処理に多額の処理費がかかる大型製品であれば、お客様の了解のもとに処理費用の負担をしていただく。

④なお、③の場合には、修理費用の見積の際に、不用部品処理費として一項目付け加えるておけば、後あとのトラブルを避ける事が出来ます。

別の視点から解析しますと、先般国会において「小型家電リサイクル法」なるものが成立いたしました。

これは、電化製品全般に使用されている金属類、レアメタルなどを回収し、資源化を図る目的により成立した法です。

修理部品にも、多かれ少なかれ何かしらのメタル類が付着、含有しております。

御社の企業イメージの向上のためにも修理の伴う部品類の資源化・リサイクルの取組などご検討されたらいかがでしょうか。

**I 当初の回答**

その部品に何らかの有価性がある物ならば、持ち主に引き渡すべきです。1

**I 追加の再質問**

お客様から、有価物でも不要なので引き取って欲しいと依頼された場合当社が引き上げて、当社が契約している古物商や産廃業者による買取りで処理してもよろしいでしょうか？

その場合は、当社は産廃業者、古物商の許可を持っていないのでその代金をお客様にお支払いすることは不可と考えております。

**I 再質問への回答**

お客様から、御社に引き取り依頼があった場合には、「下取り回収品」として無償にて引き取ることは、廃棄物処理法上も認められております。

この場合に、御社にて新製品を購入するのが前提ではありますが、購入時点と回収時点が一致するとは限りません。タイムラグの存在も通知で容認されております。

すなわち、回収行為が販売と同時点であることが「下取り回収」の必須要件にはなっておりません。また、下取り回収を御社に依頼した後に、気が変わって別の店で新製品を購入することは日常的によくあることであります。

結果として、下取り回収の例外的なケースが発生します。

下取り回収した物の廃棄物としての処理責任は、回収した当事者（御社）にあります。処理費負担の処分がほとんどでも、中にはまとまれば有価売却もある。

この場合には、御社が排出事業者となりますから産廃業の許可を取得する必要性はありません。有価だとしても、御社に所有権・処理責任が有ることになり、お客も納得で御社に委ねたのですから売却代金をお客に返金することもない。

ある製品の処分だけを依頼される場合には、御社としても下取り回収の扱いが出来かねるとして、相手様から処分費を預かり、お客様名義で処理委託し、お客様名義のマニフェスト伝票、領収書などの発行というケースも想定されます。この場合は、御社では預かり品扱いとなります。

**II 当初の回答**

御社として引き取った時に、その物の処理に多額の処理費がかかる大型製品であれば、お客様の了解のもとに処理費用の負担をしていただく。

なお、上記の場合には、修理費用の見積の際に、不用部品処理費として一項

目を付け加えるておけば、後あとのトラブルを避ける事が出来ます。

#### II追加の再質問

産廃の業許可を持っていない当社が、当社が委託先に支払った廃棄物処理費用をお客様に請求することは、廃掃法違反になる（無許可営業？）と考えておりましたが、請求の項目（表現）を変える等、法に触れない回避方法がありますでしょうか？

#### II再質問への回答

この件が一番微妙な項目です。販売時の下取り回収には、許可不要となる条件として①回収品目と販売品目が同一性能、性状の物。②下取り回収行為は、原則無償とする。③下取り回収の商習慣が存在する事。④販売と下取りがほぼ同一時点とする（通知で緩和された）

御社にて、長年の商習慣として下取り回収行為を行っていた場合、原則は産廃業の許可不要の適用対象となります。従って、「廃掃法違反になる（無許可営業？）」の危惧は解消されることになる。

問題は、処理費を受領するかどうかの件です。原則無償とは言え、大型製品の場合には多額の処理費用を負担せざるを得ない実態があります。

そこで、あくまでも見積書には計上しますが、商品販売の請求書又は納品書には処分費を含んだトータル料金の表示をすることで、無償の条件をクリアーしているケースもあります。（これ以上は残念ながらコメントできません）

以上、参考になれば幸甚です。

## 「1日の残業時間の端数処理について」

多くの方が残業時間の計算につき、勘違いされていることがあります。  
それは「残業時間の端数処理」についてです。先日もご質問を頂きました。

当社では、1日の残業時間の端数を15分単位で切り捨てています。  
給与計算ソフトの設定でも15分切り捨ての設定があったので、  
法的にも認められていると思っていましたが、これは違法ですか？

給料は【原則として】「その全額を社員に支払わなければならない」  
となっています（【原則として】とした意味は後で解説します）。

それは残業代、休日手当、深夜手当も同じです。

だから、残業時間について、四捨五入や切り捨てはできないのです。

さらに、残業時間の端数処理について、次の処理方法が通達により認められています。

- 1ヶ月間における残業、休日出勤、深夜残業の【合計時間数】に  
1時間未満の端数がある場合、30分未満の端数を切り捨て、  
それ以上を1時間に切り上げる
- 「給与額（基本給）÷労働時間（残業以外）」という計算をし、  
1時間当たりの給料、残業代に円未満の端数が生じた場合、  
50銭未満の端数を切り捨て、それ以上を1円に切り上げる
- 1ヶ月における残業代、休日出勤手当、深夜手当の割増賃金部分の  
総額に1円未満の端数が生じた場合、  
50銭未満の端数を切り捨て、それ以上を1円に切り上げる

つまり、上記の方法ならOKということです。

逆に言えば、5分や10分でも実際に労働した時間ですので、

毎日の残業時間の端数切り捨ては、労働基準法違反となるのです。

1日単位ではわずかな時間でも、積み重なると多額の残業代に発展する可能性もあります。

だから、原則として法定労働時間を超える労働については、

たとえ1分でも割増賃金を支払わなければなりません。

そして、毎日の残業ごとに分単位の集計をすることが必要なのです。

しかし、多くの会社はここまでは知らないので、残業時間の端数処理を  
30分単位、15分単位などとしています。

また、実際に販売されている給与計算ソフトの設定にも

上記に対応する計算ができるものがほとんどです。

しかし、この状態で運用していて労働基準監督署の調査があった場合、  
端数時間の処理の間違いを指摘される可能性は高いのです。

そして、

- 切り捨てていた残業時間を集計
- その時間に見合う残業代の支払い

3/2

を求められることになるのです。

結果として、冒頭のご質問の場合も「違法状態」なのです。

実際の例として以下の報道がありました(読売新聞)。

<ワタミ:バイトに未払い賃金1280万円支払う 平成20年6月>

- 労働基準監督署から勤務時間の不当計算で是正指導あり
- アルバイトの勤務時間を30分未満は切り捨てていたことが判明
- 6店の計60人に、未払い賃金約400万円を支払った
- ワタミは全国約400店のアルバイト約1万2000人を対象に  
過去2年間にさかのぼった実態調査を実施
- 41店157人の賃金未払い約880万円を支払った

これにつき、ワタミ社長室は、「時間管理が十分ではなかった」と説明していました。

ここで覚えておいて頂きたい数字は「60人で400万円」です。

たかが端数処理、されど端数処理なので、

2年間も集計すれば、大きな金額に発展することがあるのです。

では、ここから上で【原則として】と記載した意味を解説します。

それは「残業の事前申請(承認)制」を導入すれば、

「事前に許可した時間=残業時間」とすることができるからです。

もちろん、1時間で事前許可したが、結果は1時間半かかった場合は1時間半の計算となりますが、

つまり、よほどの乖離が無い限り、タイムカードの集計時間ではなく、

事前申請(承認)された時間が残業時間となるのです。

ちなみに、冒頭のご質問を頂いた会社はタイムカードのみで、残業時間を管理していました。

だから、それが全ての結果となり、違法状態になってしまうのです。

逆にいえば、現実の労働時間は端数処理分だけ短くなるはずなので、

残業事前申請書などを作り、保存しておけばいいのです。

この事前申請制度を導入するなら、残業の内容、残業時間を

申請してもらえばOKです。

そして、これに基づいて残業の実施、残業代の支払いを行うのです。

ただし、この制度の弱点もあります。

それは慢性的に残業がある場合、事前申請制度が形骸化してしまっているということです。

そして、面倒臭くなり、いつの間にかなくなってしまうのです。

その結果、タイムカードだけが存在するということになり、元の本阿弥と化してしまうのです。

だから、残業の事前申請制度を導入したら、きちんと運用することが重要になってくるのです。

いかがでしょうか？

御社の残業時間の端数処理は、 どのような考え方になっていますか？

繰り返しになりますが、「塵も積もれば山」となります。

以上

## 「残業管理と健康問題の関係」

1/2

残業時間の管理はとても重要です。

なぜならば、残業手当の支払いの問題もありますが、社員の健康管理の問題が大きいからです。

先日も「社員の残業が月100時間を超えてしまったのですが、何か問題になりますか？」というご相談を頂きました。

こういう場合、その社員が倒れた場合は労災の問題と関係します。

仮に心疾患等で社員が倒れた場合、

- 倒れる前月の残業時間の合計が100時間を超えていた
  - 倒れる前2～6ヶ月間の残業時間の平均が約80時間を超えていた
- などであれば、過重労働として労災認定される可能性が高いです。

だから、残業が100時間を超えている社員が「体調が悪い」と会社に申告した場合は、医師による面談を行いましょう。

これは平成20年4月から労働安全衛生法で定められており、どんな規模の会社でも実施しなければいけないのです。

疲労の蓄積で健康を害する可能性が高くなった社員の健康状況の把握と体調不良の予防のためです。

特にメンタルヘルスのチェックも行い、精神的な負担も対象となります。

このことについては就業規則に必ず記載しましょう。

参考となる条文は以下となります。

---

1週間当たり40時間を超えて行う労働が1ヵ月当たり100時間を超え疲労の蓄積が認められる従業員が申し出たときは、会社は、医師による面接指導を行う。

---

なお、残業時間が100時間を超え、社員が死亡した場合の裁判があります。

<フォーカスシステムズ事件 東京高裁 平成24年3月>

- システムエンジニアの社員が急性アルコール中毒で死亡
  - 死亡月の前月の残業時間は130時間
  - 遺族は「過労で精神疾患を発症していたことが原因」として裁判所に訴えた
- そして、高裁の判断は
- 月100時間を超える残業等により、心理的負荷が過度に増大
  - うつ病等を発症して、大量飲酒したことが死亡の原因

○ 会社の責任を認定として会社が敗訴したのです。

ただし、この裁判で特筆すべきことは

「この社員は就寝前の時間をブログの執筆等に時間を費やし、睡眠不足を解消する努力を怠った」

として、会社の過失が減らされたということです。

具体的な金額としては、

○ 地裁の賠償金額が約5,960万円

○ 高裁の賠償金額が約4,380万円

として、本人の健康管理の落ち度として減額されたのです。

とはいえ、急性アルコール中毒による死亡で、

精神障害が原因ということで会社の法的責任を認めたのは、

とても異例なケースです。

残業の抑制など、会社が安全配慮義務を怠ったことが

そもそもの精神障害の原因と判断された裁判です。

たしかに、SEという職種の特徴は残業が長いということはあるものの、

寝る時間を削って、ブログを書いていたことも事実です。

直接の死因が急性アルコール中毒だったことも事実です。

それだけに、会社としては納得できない面もあるかと思いますが、

これが「現実の裁判の結果」なのです。

会社として普段から社員の健康管理に配慮することは重要です。

特に、上記裁判のように「仕事が原因の精神障害」と

「本人の健康管理の落ち度」が結びついてしまうケースがあるからです。

だから、日頃からの注意が大切なのです。

具体的には、

○ 上司による部下の労働時間の管理や健康状態に対するチェック

○ 管理職に部下の労働時間管理や健康管理に関する指導・教育を適宜行うこと

○ 会社全体で残業削減に取り組むこと

→ ノー残業デーの設置

→ 消灯させ強制的に帰宅させる

などの方法を実施することが重要なのです。

メンタルヘルスの問題は対応が遅れると、

人の命にまでかかわる事態に発展してしまいます。

こうなる前に就業規則を整備し、残業時間の削減を実行しましょう。

# 特定一般廃棄物処理セミナー

平成25年  
日時 2月1日(金)  
9:55~16:15

会場 千代田区立内幸町ホール  
東京都千代田区内幸町1-5-1 Tel.03-3500-5578

## ～特定一般廃棄物処理の現状及び課題を考える～

対象 行政、コンサルタント、プラントメーカー

定員100名

●加費 無料

東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能に汚染された廃棄物の適正処理に当たっては、放射性物質汚染対処特措法等の関連法令を踏まえた対応が求められています。特定一般廃棄物の処理は地方自治体が直面する大きな課題であり、実務を担う自治体職員等は、適正な処理技術や住民対応など、その専門的な知識や技術の習得により能力の確保が必要です。このことから、地方自治体及び関係者の皆様に現場での安全・効率的な処理の促進のための必要となる知見や知識等の情報を提供すべく「特定一般廃棄物処理セミナー」を開催いたします。

### プログラム (敬称略)

09:55~10:00 開会挨拶

10:00~10:30 「廃棄物処理と放射能」

鳥取環境大学サステナビリティ 研究所長 田中勝氏

10:30~11:15 「放射能物質汚染対処特別措置法・ガイドラインの概要」

公益財団法人廃棄物・3R研究財団 客員研究員 吉川克彦氏

11:15~12:15 「処理処分の留意点及び放射性物質の挙動からみた適正処理」

独立行政法人国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター長 大迫政浩氏

＜昼 食＞

13:15~13:45 「東京二十三区清掃一組の対応について」

東京二十三区清掃一部事務組合施設管理部環境管理担当課長 塚越浩氏

13:45~14:15 「自治体における特定一般廃棄物に係る対応」

柏市環境部放射線対策室 室長 染谷誠一氏

14:15~15:00 「リスクコミュニケーションの基礎・事例紹介」

株式会社廃棄物工学研究所 石坂薫氏

.....休憩 (15:00~15:15).....

15:15~16:15 「フリーディスカッション (総合討論)」

コーディネーター：株式会社廃棄物工学研究所 石坂薫氏

パネラー：独立行政法人国立環境研究所 秋山貴氏

東京二十三区清掃一部事務組合施設管理部環境管理担当課長 塚越浩氏

柏市環境部放射線対策室 室長 染谷誠一氏

16:15~16:20 閉会挨拶

※上記内容は現時点での予定です。発表者の都合等により、プログラムの一部を変更する場合があります。

主催  
運営

独立行政法人国立環境研究所  
公益財団法人廃棄物・3R研究財団